

議事要旨

会合名称： 第4回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

開催日時： 2019年8月19日(月) 16:00~18:00

議事内容：

1. セキュリティ検討PTの状況について

事務局から(資料4-3)に基づき、セキュリティ検討PTのメンバー、スケジュール、検討事項、成果物等について説明を行い、了承された。

2. 契約不適合責任、解除について

(1) 前回の議論の整理

専門委員から(資料4-4-1)に基づき、前回の議論の整理を行った。

(2) 関連資料の説明

各委員から提出された関連資料の説明を行った。

- ・委員から(資料4-5-1)に基づき、契約不適合の期間制限を実施した場合の課題について説明。
- ・委員から(資料4-5-2)に基づき、JISAにおける論点ごとの考え方についての説明。

(3) 討議

契約不適合責任、解除について議論し、これまでの議論の内容を整理し、取りまとめることとなった。主な議論は以下。

- 追完の体制維持を特別な体制でやるからコストがかかるという話はベンダが適切なエンジニアリングを提供していないということではないか。
- ベンダとしては、追完の体制維持のためには一定のコストがかかることは間違いない。仕様の見直しも発生するし、一定の期間をかけて使いやすく完成させていく過程がある。システムは、製造後経年劣化する商品とは違う。その人を張り付けるビジネスモデルとして保守契約がある。
- ITプロジェクトのトラブルとして、ユーザ側が無責任にベンダに“丸投げ”して、トラブルがあるとベンダの責任にすることがあるのは確か。ただ今回のモデル契約が対等の交渉力とともにユーザ側もやるべきことをやっているという前提に立つのであれば違ってくる。
- ベンダとしては、明らかに悪かった部分まで逃げるつもりはないが、10年間責任を負わなければならないとなると、何でもかんでも責任を負わなければならないのではないか、という不安が大きい。そうなると当然リスクフィーを積まざるを得ない。
- 何が契約不適合なのかは客観的に定まっているものではない。それ自身をユーザとベンダが作り上げていくところがある。どういう事情で契約不適合が生じたかという問題と期間制限の問題は本来違う。
- 現実にシステムが稼働してから一定以上の期間が経った後で、システムの機能がうまく動かないとき、それが仕様通りなのか、契約不適合に当たるのかどうか、というところで揉めるケースが多くなるのではないか。今までの1年間の瑕疵担保期間+保守契約の形なら、一定期間過ぎれば、仕様通りかどうかを飛ばして修正する、しない、という議論に進めた。

- 対等な交渉力を持つユーザとベンダなら受け入れテストもしっかりやって、機能要件の問題というのはかなり無くなる。こういう問題は非機能要件で出てくるので、非機能要件を厳格に合意するというを組み込んだ方がよいのではないか。
- 催告解除については、催告すれば解除できるが、軽微でない場合にはできない、という「軽微」という概念が新しく入った。モデル契約ではもう少し明確化を図るべきかどうかが論点であるように思われる。

3. 請負契約の報酬請求権について

(1) 論点等の説明

専門委員から（資料 4-4-2）に基づき、モデル契約見直しに係る論点について説明が行われた。

(2) 関連資料の説明

委員より（資料 4-5-3）に基づき、モデル契約見直しに係る論点に対する JEITA モデル契約の内容について説明が行われた。

(3) 討議

請負契約の報酬請求権について議論し、この論点については準委任も含めて次回に継続して議論することとなった。主な議論は以下。

- 報酬の請求で、可分性の要件は独立して必要なのか。可分でも不可分でも利益を得ている以上は、その利益に対する報酬は認められてしかるべき。金銭的に評価できれば可分でもいい、という考えもある。利益の金銭的評価が難しいという話もあるが、毎週進捗会議のようなものをしていて、「今週この作業がここまで終わっている」というのが固まっており、それを足し算していけば金銭的評価ができるのではないか。
- 途中解約の場合の時点で、出来上がっていないものに対してそれが客観的にどれだけ価値があるのかという点をどう評価するのか。

以上